

(書式 1-2-2-1)

すべての金融資産を一人の相続人に相続させる場合

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、相続開始時に有する現金、預貯金等の金融資産のすべてを妻
〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第2条 遺言者は、前条記載の財産以外のその他の財産のすべてを長女〇〇〇〇
（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第3条 遺言者は、この遺言の執行者として妻〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

金融資産は、金融機関、預貯金の種類、口座番号、金額や会社名、株式数等を具体的に特定して記載するのが本則である。その場合、遺言後の変動に対応できるように注意を要し、第1条のように包括的に記載することもできる。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所